

全 員 協 議 会 資 料

令和 2 年 月 日

第三次基本構想（素案）について

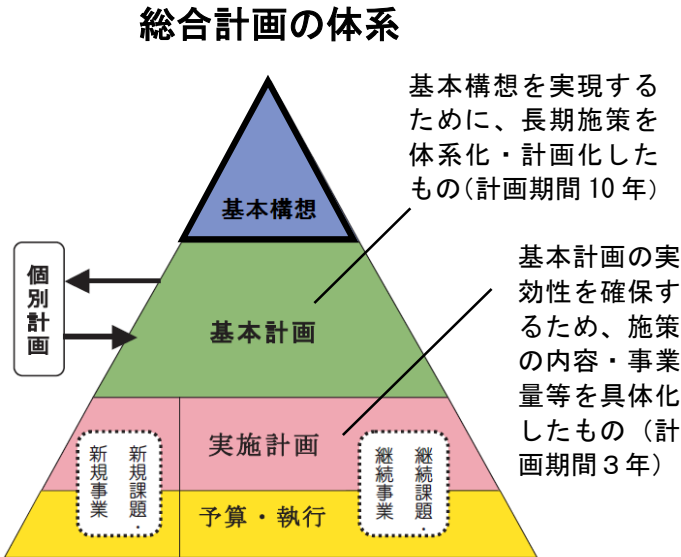
第三次基本構想（素案）について

1 策定の背景

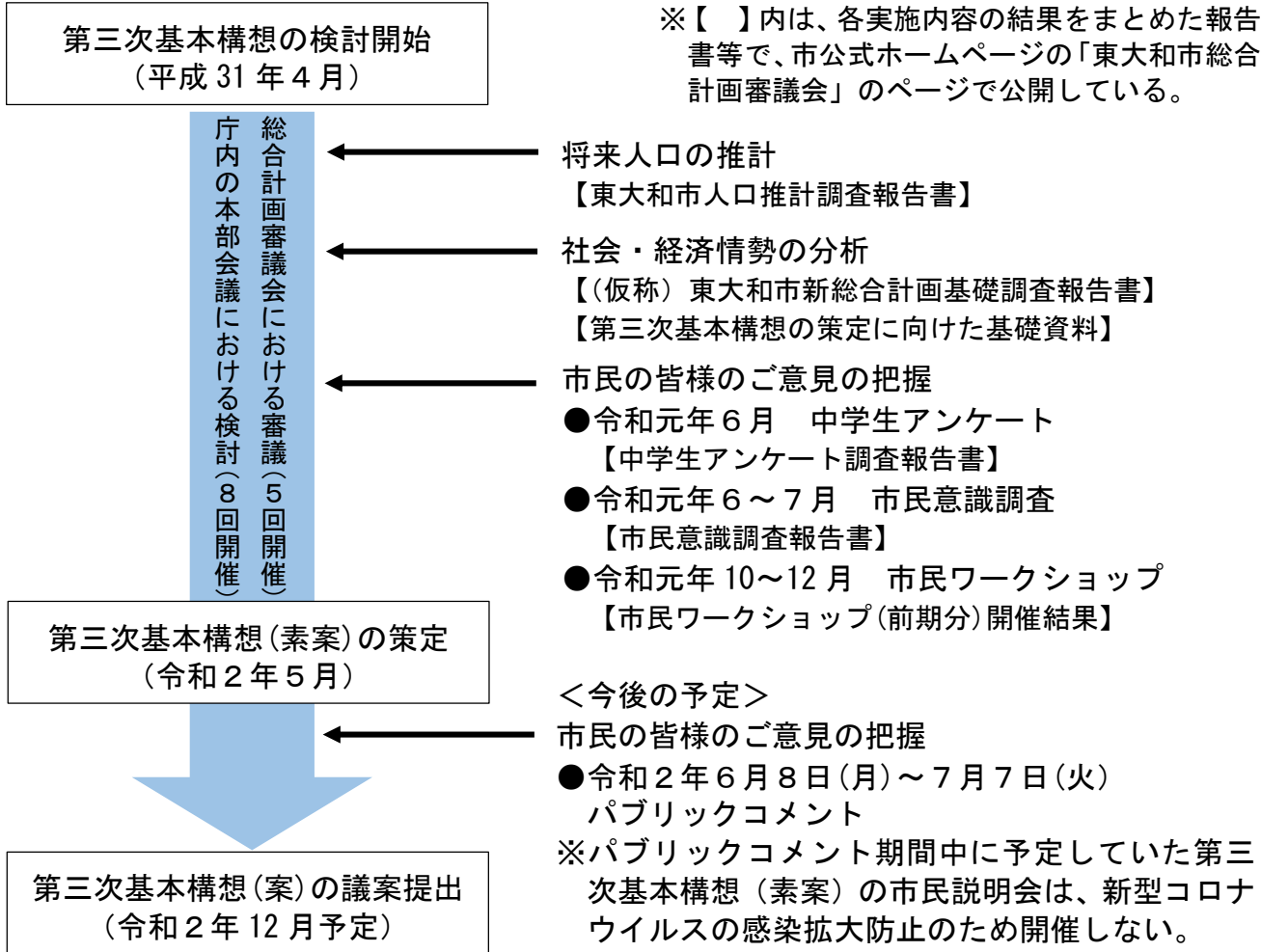
基本構想（構想期間 20 年間）は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものである。

この基本構想について、現在の第二次基本構想が令和 3 年度で構想期間が終了することから、まちづくりの新たな指針を定めるため、令和 4 年度を初年度とする第三次基本構想を策定する。

なお、基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とする。そして、この総合計画を市の最上位計画として位置付ける。



2 策定の経緯と今後の予定



3 まちづくりの主要課題

将来人口の推計結果、社会・経済情勢の分析結果を踏まえ、将来を見据えたまちづくりの主要課題について、以下のとおり整理した。

住み続ける価値の高いまちづくりの推進	人口減少・高齢化社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力にあふれたまちとして持続的な発展ができるよう、恵まれた自然環境と都市機能が融合した良質な生活空間を守り、住宅都市としての価値を高めていく必要がある。
子どもたちへの支援の充実	子育て世帯の持続的・安定的な転入に結び付くよう、子育て支援のサービスの充実に努めるとともに、子どもたちが将来に向かって心身ともに健やかな成長ができるよう、学校教育の質の向上を図る必要がある。
健やかにいきいきと暮らせる環境の充実	誰もが住み慣れた地域で健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりや生涯学習・スポーツ活動を促進するとともに、高齢者の社会参加の機会拡大や健康寿命の延伸を図る必要がある。
安心・安全で快適な暮らしの実現	市民の安心・安全で快適な暮らしを支えるため、防災・防犯面での取組を強化するとともに、道路・下水道等の生活基盤施設の適切な維持・管理など、日常生活に欠かせない諸機能の維持・向上を図る必要がある。
市内外から多くの人やモノなどを引き込める求心力の向上	市内外から多くの人やモノなどを市内に引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、地域産業の振興に努めるとともに、ターゲットを明確に絞ったプロモーション戦略をより一層積極的に展開する必要がある。
持続可能なまちづくりを支える市政経営基盤の確立	市民満足度と費用対効果の高い行政サービスを提供できるよう、多くの施策分野において、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員等の限りある行政の経営資源を、無駄なく最適に配分する必要がある。

4 目指すまちの姿

第三次基本構想の策定に当たり、基本的な考え方を整理するため、総合計画審議会において、「第三次基本構想策定の共通認識」を以下のとおり確認した。

【第三次基本構想策定の共通認識】
東大和市は、都心部まで電車で通勤・通学できる圏内にあると同時に、職住近接も可能な利便性の高いまちである。また、多摩湖周辺の狭山丘陵には緑があふれ、多摩地域の中でも、自然環境に恵まれた地域である。
今後 20 年間も、この地に住む人々が協力して豊かな自然を守り、これまで以上に住みやすいまち—例えば、子育てしやすいまち、健康で過ごせるまち、安心・安全なまち—を目指すとともに、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを目指す。

まちづくりの主要課題を踏まえ、「第三次基本構想策定の共通認識」に基づき検討した結果、第三次基本構想で掲げる将来都市像と基本目標を次のとおりとした。

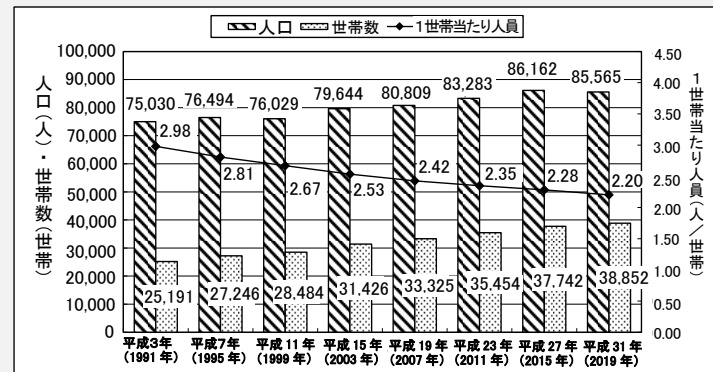
将来都市像	基本目標
水と緑と笑顔が輝くまち 東大和	1 子どもたちの笑顔があふれるまち
	2 健康であたたかい心のかよいあうまち
	3 安心・安全で利便性が高いまち
	4 心豊かに暮らせるまち
	5 環境にやさしいまち
	6 暮らしと産業が調和した活力あるまち

参考資料（１）東大和市を取り巻く社会・経済情勢（現状）

【総人口】平成 27(2015) 年から減少が始まる

○市の総人口(各年 1 月 1 日現在)は、平成 27(2015)年の 86,162 人をピークとして減少が始まり、平成 31(2019)年は 85,565 人となった。

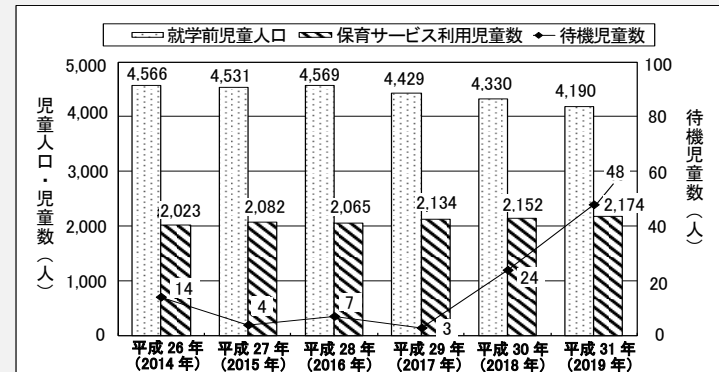
市の人口・世帯数・世帯人員の推移(各年 1 月 1 日)



【子ども】保育サービス利用児童数が増加

○市の就学前児童人口は、平成 31(2019)年までの 5 年間で、376 人減少する一方、保育サービス利用児童数は、151 人増加している。

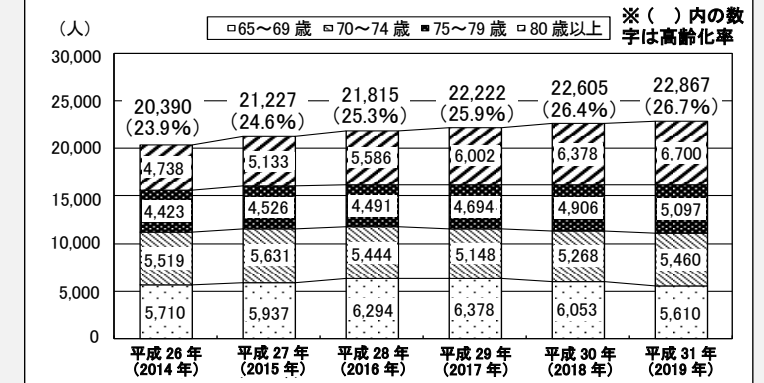
市の就学前児童人口と保育サービス利用児童数等の推移(各年 4 月 1 日)



【高齢者①】高齢化率は 26.7% まで上昇

○市の老年人口(65 歳以上)は増加を続けており、平成 31(2019)年の高齢化率(老年人口が総人口に占める割合)は 26.7% となった。

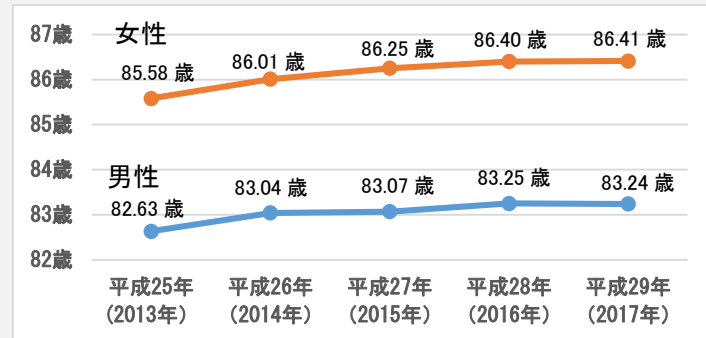
市の老年人口の推移(各年 1 月 1 日)



【高齢者②】健康寿命は延伸傾向

○要介護 2 以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命(市平均)は、男性・女性のいずれも延伸している。

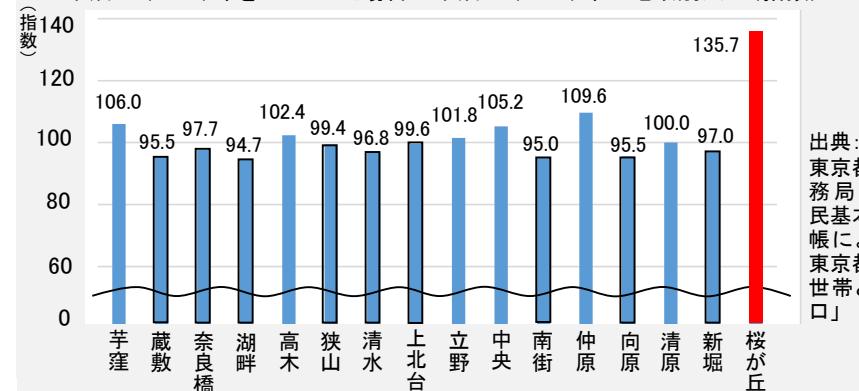
市における男女別の 65 歳健康寿命の推移



【地域別人口】地域間で異なる人口増減率

○平成 21(2009)年と平成 31(2019)年の地域別人口を比較すると、桜が丘地域が大きく増加する一方、9 地域では減少している。

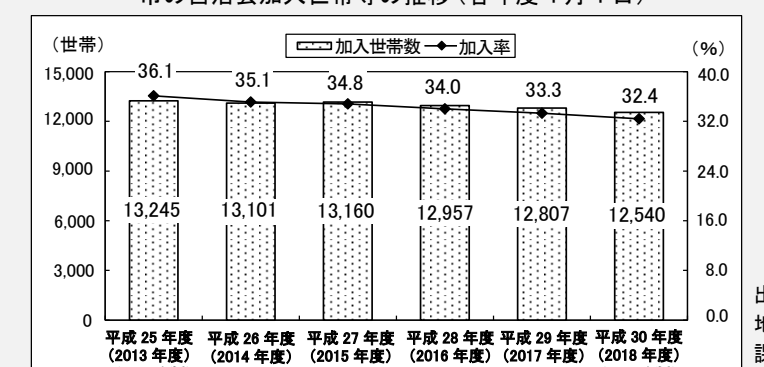
平成 21(2009)年を 100 とした場合の平成 31(2019)年の地域別人口(指数)



【地域コミュニティ】薄れる地域のつながり

○自治会に加入している世帯は減少を続けており、平成 30(2018)年度の自治体の加入率は、32.4% となった。

市の自治会加入世帯等の推移(各年度 4 月 1 日)



【産業】縮小する地域経済

○商業：市内の卸売業・小売業を合わせた商業の商店数、従業者数及び年間商品販売額は減少している。

	平成 11(1999) 年	平成 26(2014) 年	差引
商店数	818 商店	484 商店	▲334 商店
従業者数	6,393 人	4,448 人	▲1,945 人
年間販売額	144,158 百万円	102,523 百万円	▲41,635 百万円

出典：統計東やまと平成 30 年版

○農業：市内の農家数、農業就業人口ともに減少している。

	平成 12(2000) 年	平成 27(2015) 年	差引
農家数	121 戸	87 戸	▲34 戸
農業就業人口	257 人	171 人	▲86 人

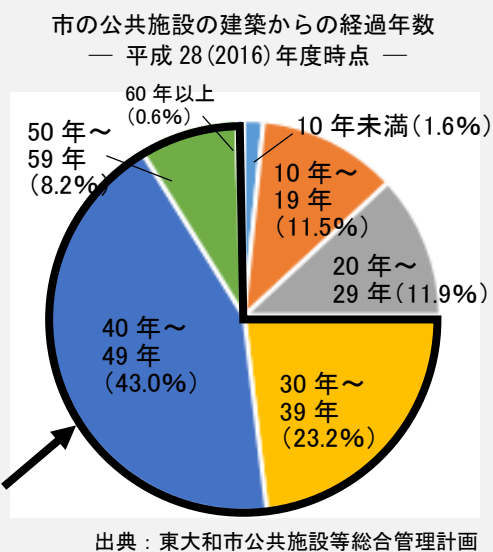
出典：統計東やまと平成 30 年度版

【市の公共施設】

建築後 30 年以上経過した建物が全体の約 75%

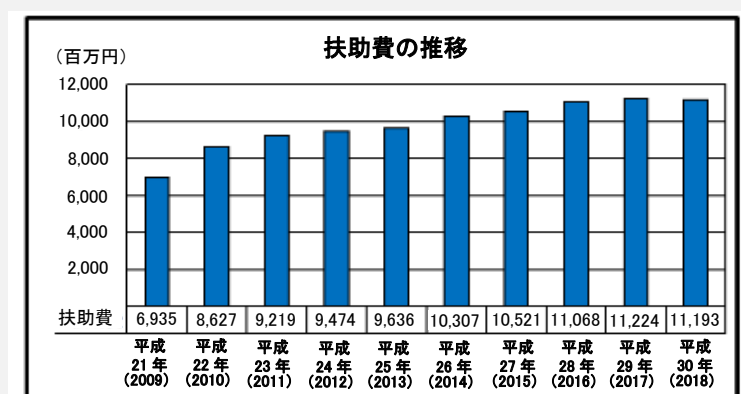
○市がサービスを提供する建築系の公共施設では、建築後 30 年以上経過している建物が全体の約 75%の床面積を占めており、老朽化が進行している。

全体の約75%



【市財政】10 年間で社会保障関係経費が約 1.6 倍に

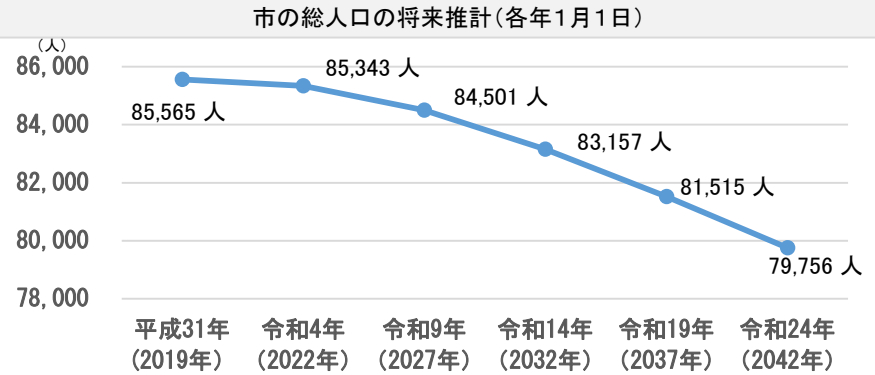
○社会保障関係経費(扶助費)が平成 21(2009)年度以降の 10 年間で約 43 億円の増加となるなど、厳しい状況となっている。



参考資料（２）東大和市を取り巻く社会・経済情勢（将来の見通し）

【市の将来人口①】令和 24 年に 8 万人を下回る

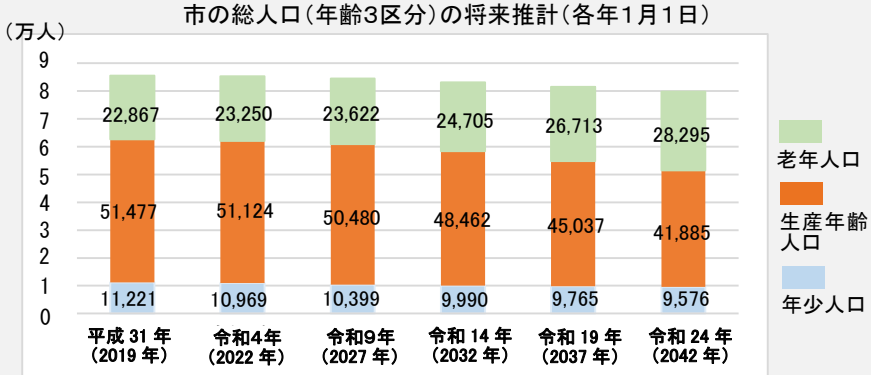
○市の総人口は今後も減少し続け、第三次基本構想の構想期間が終了する令和 24 (2042) 年には、8 万人を下回る見込み。



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年 10 月）

【市の将来人口②】大きく減少する生産年齢人口

○生産年齢人口(15 歳～64 歳)の減少により、老年人口(65 歳以上)比率が高まり、人口の年齢構成が大きく変化する。

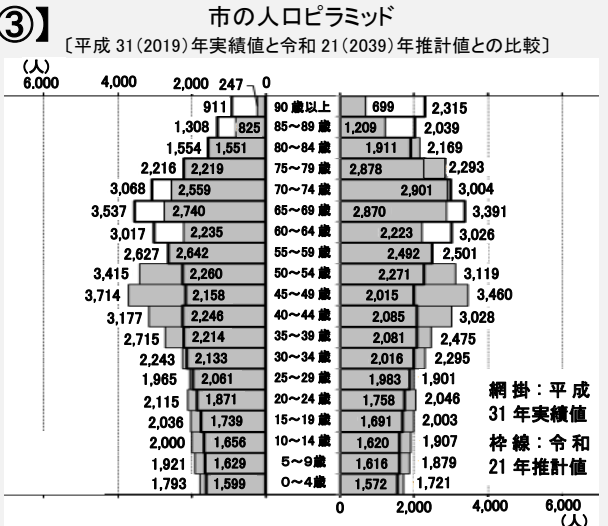


出典：東大和市人口推計報告書（令和元年 10 月）

【市の将来人口③】

20 年後には
65～69 歳が
最多に

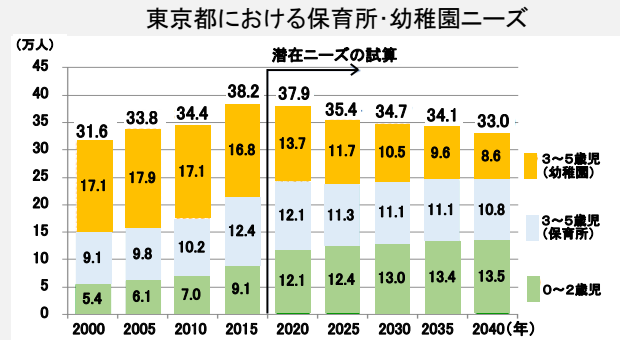
○人口の年齢構成の変化に伴い、ボリュームゾーンが 40 歳～54 歳から 60 歳～74 歳にシフトする。



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年 10 月）

【子ども】保育所ニーズは高い状況が続く

○東京都では、標準ケース（※以下注）の場合、女性の就業率の高まりなどにより、幼稚園ニーズは減少する一方、保育所ニーズは、依然として高い状況が続くと見込まれている。

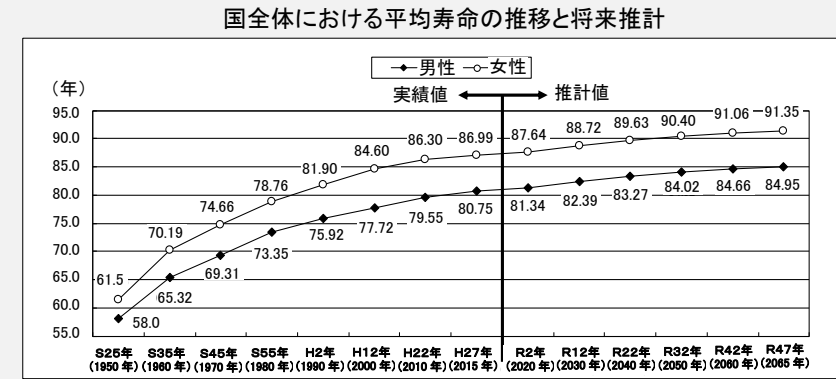


※標準ケース
出生率＝国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)の中位推計
女性の就業率＝乳幼児がいる女性の就業率が、過去と同様のペースで上昇すると仮定して想定

出典：自治体戦略 2040 構想研究会「2040 年までの保育ニーズの将来展望と対応の在り方」

【高齢者】延伸する平均寿命

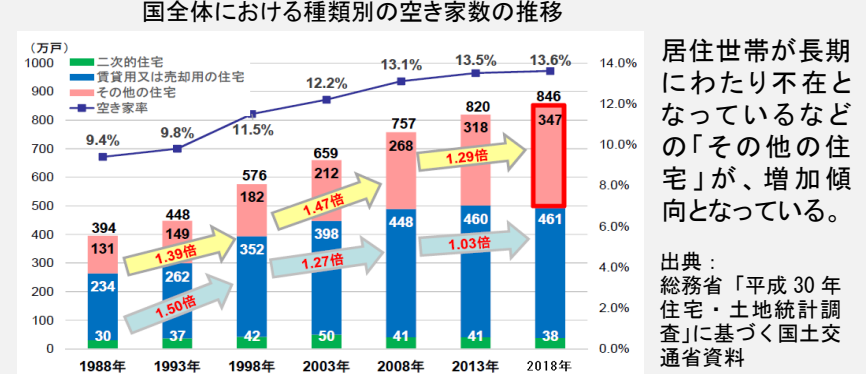
○国全体における平均寿命は、男性・女性ともに今後も伸び続け、令和 47 (2065) 年には、男性 84.95 歳、女性 91.35 歳となる見込み。



出典：内閣府「平成 30 年版高齢社会白書」

【都市インフラ】進む都市のスポンジ化

○国全体におけるこれまでの空き家数の推移を踏まえると、今後、都市部においては、空き家や空き地等が不規則に多数発生する「スポンジ化」が進行し、都市機能の衰退を招くおそれがある。

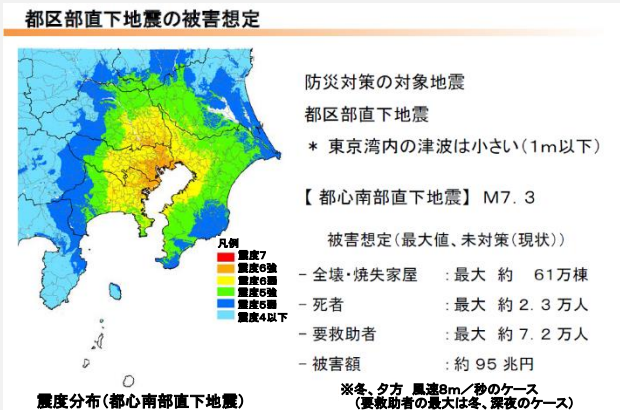


居住世帯が長年にわたり不在となっているなどの「その他の住宅」が、増加傾向となっている。

出典：総務省「平成 30 年住宅・土地統計調査」に基づく国土交通省資料

【防災】首都直下地震の発生確率は 30 年間で 70%

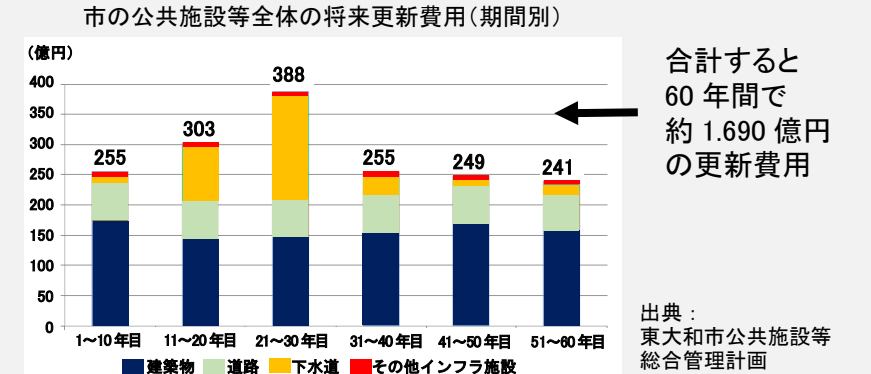
○過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、今後 30 年間で M7 クラスの首都直下地震が発生する確率は 70%となっている。



出典：内閣府中央防災会議首都直下型地震対策ワーキンググループ資料

【市の公共施設】今後 60 年間で約 1,690 億円の更新費用

○建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用を合算した総額は、60 年間で約 1,690 億円であり、1 年当たりの平均額では約 28 億円の更新費用が必要となる見込み。

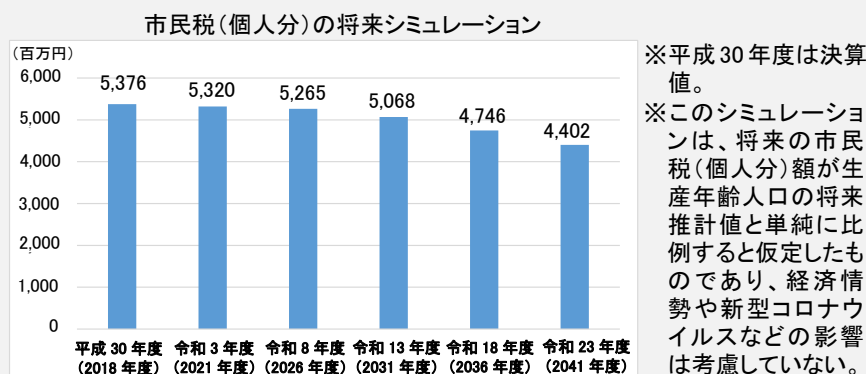


合計すると
60 年間で
約 1.690 億円
の更新費用

出典：東大和市公共施設等総合管理計画

【市財政】予測される市民税の減収

○今後、市民税(個人分)額が、生産年齢人口の将来推計値と比例して減少すると仮定した場合、令和 23 (2041) 年度には、平成 30 (2018) 年度と比較して約 10 億円の減となる。



※平成 30 年度は決算値。
※このシミュレーションは、将来の市民税(個人分)額が生産年齢人口の将来推計値と単純に比例すると仮定したものであり、経済情勢や新型コロナウイルスなどの影響は考慮していない。

第三次基本構想（素案）の内容

第三次基本構想（素案）	【参考】第二次基本構想
はじめに 私たち※は、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。 この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化、新たな感染症の感染拡大など、想定していなかった事態の発生を受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。 このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。 そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。 なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。 ※ 私たち…東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。 第1章 基本構想の意義と役割 この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。 1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。 2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価・改善し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。	はじめに 私たちは、昭和57年に緑豊かな狭山丘陵を背にして広がるこの地に、恒久の平和と健康でより文化的な生活を営むことのできる地域社会の実現を願い、あすの東大和を育てていくための共通の目標である人間性の尊重を基調とした基本構想を策定し、この20年余の間まちづくりの基本指針として、その実現に向け積極的な取り組みを進めてきました。 この間、社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達、国際化や環境問題への対応など大きく変化するとともに、価値観の多様化や地方分権の進展、さらには、長引く景気低迷の影響などから、市の行財政システム自体も、時代に相応した新たなものへと転換が迫られております。 このため、構想期間の満了とあわせて前基本構想を継承・発展させながら、21世紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとしました。 また、この基本構想を実現するため、基本計画を策定し、着実な計画の遂行をめざします。 第1章 基本構想の意義と役割 この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。 1 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価し、長期的、総合的な市政運営を図っていきます。 2 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。

- 3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。

第2章 基本構想の前提

1 目標年次

この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。

2 将来人口の見通し

市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。

この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。

3 基本構想の見直し

この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

第3章 まちづくりの基本姿勢

「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくに当たって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。

1 市民生活の向上

まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるに当たっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。

2 市民自治の確立

まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。

- 3 国・都などは、東大和に関する計画の策定や事業を行うにあたって、この基本構想を十分尊重しなければなりません。

第2章 まちづくりの基本姿勢

この「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくにあたって遵守しなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。

1 市民生活の向上

まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりをすすめるにあたっては、すべての市民が幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の擁護とその向上をめざしていきます。

2 市民自治の確立

まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りをもち、その積極的な参加と行動を通して市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立をめざしていきます。

3 市民文化の発展

長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。

第4章 まちづくりの目標

「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。

1 都市像

東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。

そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりを進めることが重要です。

さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中にあっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。

このことから、私たちが目指す将来の都市像を『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』と定めます。

2 基本目標

都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。

子どもたちの笑顔があふれるまち
健康であたたかい心のかよいあうまち
安心・安全で利便性が高いまち
心豊かに暮らせるまち
環境にやさしいまち
暮らしと産業が調和した活力あるまち

3 市民文化の創造

長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような魅力ある文化を創造していきます。

第3章 まちづくりの目標

この「まちづくりの目標」は、将来にわたっての市民の願いであり、市民と行政が、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。

1 都市像

東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。

そのためには、狭山丘陵の豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるやすらぎのあるまちづくりを進めることが重要です。

さらには、賑わいと活力に満ちた産業を背景に、市民同士が様々な教育・文化活動を通して交流し合えるいきいきとしたまちづくりが求められています。

このことから、私たちがめざす将来の都市像を『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』と定めます。

2 基本目標

都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。

豊かな人間性と文化をはぐくむまち
健康であたたかい心のかよいあうまち
暮らしと産業が調和した活力あるまち
環境にやさしく安全で快適なまち
相互の理解と協力に支えられるまち

3 基礎的指標

(1) 目標年次

目標年次は、平成33年度（西暦2021年）とします。

(2) 人口

目標年次までの期間における最大人口は、おおむね9万人と想定します。

第5章 まちづくりの基本施策

「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想をもとに積極的に対応していきます。

また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。

1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、教育活動を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。

- (1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。

2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉施策などを展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。

- (1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣

第4章 まちづくりの基本施策

この「まちづくりの基本施策」は、人と自然が調和した生活文化都市 東大和を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想の主旨のもとに積極的に対応していきます。

また、ここに掲げる施策のうち、国・都・事業者が実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。

1 豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり

市民が生涯にわたる学習活動を通して豊かな人生を送ることができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育等を充実し、共に生き共に学びあうことのできる社会を構築していきます。また、自主的で多彩な文化・余暇活動を振興するための環境をつくり、豊かな人間性と文化をはぐくむまちの実現をめざしていきます。

- 市民の一人ひとりが生涯の各時期に必要な応じた教育が受けられ、また、自主的な学習活動ができる生涯学習社会を構築していきます。
- 子どもたちの意見や個性が尊重され、学ぶ喜びを実感できる教育を充実していきます。また、地域に開かれた創造的で特色のある学校づくりを推進していきます。
- 家庭、学校、地域等が一体となって、児童・青少年の健全育成活動を促進していくとともに、そのための条件整備に努めていきます。
- 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継ぐとともに、新たな市民文化を創造していきます。また、市民の一人ひとりが芸術文化、スポーツ・レクリエーションを身近に親しむことができる機会と場づくりに努めていきます。

2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

市民が健康で幸せな生活を送れるよう、保健・医療体制を確立していくとともに、相互の助け合いと公的な支援による総合的な福祉施策を展開していきます。また、誰もが地域の中で生き生きと生活していける福祉の風土を育て、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現をめざしていきます。

- 自らの健康は自らが守ることを基本とした健康の保持・増進のための体制を整備していきます。また、生涯の各時期に必要な応じた保健・医療サービスを充実していきます。
- 高齢化が進行する中、保健・医療・福祉の連

れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。

(3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

3 安心・安全で利便性が高いまちづくり

大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住み続けたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安心・安全で利便性が高いまちの実現を目指していきます。

(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。

(2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。

(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

4 心豊かに暮らせるまちづくり

誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組んでいきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。

(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社

携のもとに、高齢者が地域で安心して自立した生活ができるような介護・生活支援サービスを充実していきます。

○ ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人が住みなれた家庭や地域の中で自立し、共に生活できるような介護・生活支援サービスを充実していきます。

○ 少子化が進行する中、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるような育児・生活支援サービスを充実していきます。

○ 市民と行政の連携により地域福祉を推進するとともに、市民の誰もが安心して社会参加できるユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備に努めていきます。

3 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

市民の暮らしの視点から、就労機会の拡充や勤労者福祉の向上、消費者保護などの施策を展開して、市民生活の安定と向上に努めていきます。また、地域の特性や生活環境に十分配慮した産業の振興を図って、地域経済の自立性を高めていきます。そして、市民と事業者が相互に理解し協力しあって地域の発展に努め、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現をめざしていきます。

○ 関係機関と連携して、労働環境の向上と福利厚生の実、就労機会の拡充等に努めていきます。

○ 消費者意識の高揚に努めて自立した消費者を育成していくとともに、消費者保護の体制を整備していきます。

○ 環境保全などの多面的な機能をもつ農地を守り、市民との交流等を促進するためのふれあい農業を推進していきます。

また、生産環境と生活環境が調和した工業地域の土地利用を図るとともに、新たな都市型産業の育成と誘導に努めていきます。

さらに、利便性に富み、親しみやすい商店街を育成していくとともに、商業・業務核の形成に努めていきます。

4 環境にやさしく安全で快適なまちづくり

市民が愛着と誇りをもち、住み続けたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。

また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。

会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。

(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。

(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。

(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。

5 環境にやさしいまちづくり

誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である緑や水などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組み、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。

(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育ていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。

(3) 良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。

6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきま

○ 将来の都市構造を踏まえた市街地整備の方針に基づいて、道路、交通、公園・緑地、河川などの都市的施設を整備し、秩序あるまちづくりを推進していきます。

○ 緑の拠点となる狭山丘陵の貴重な自然を守り育ていくとともに、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進していきます。

○ 災害や犯罪、交通事故等を防止するための施設や体制を整備し、市民の生命と財産を守っていきます。

○ 市民や事業者等の意識の高揚を図って、ごみの減量化やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます。

5 相互の理解と協力に支えられるまちづくり

市民が等しく社会を構成する一員として、安心して生活を営むことのできる環境づくりに努めていくとともに、市民による市民のための自主的で多彩な社会活動を展開していきます。また、地域を越えた広域的な連携をも深めて、相互の理解と協力に支えられるまちの実現をめざしていきます。

○ 男女の共同参画を基本として、家庭、学校、職場、地域等が一体となり、誰もが社会の構成員として対等な生活を送ることができる環境づくりに努めていきます。

○ 市民と行政との情報の共有化を促進し、多様な情報を享受できるような体制を整備していくとともに、高度情報化社会に対応した基盤整備に努めていきます。

○ 自主的で多彩なコミュニティ活動やボランティア活動、民間非営利活動などを促進するための体制を整備し、そうした諸活動への参加と行動を通して自治意識の高揚を図っていきます。

○ 都市間の交流の輪を広げて、広域的な相互理解、相互協力の関係を築き上げていくとともに、国際化、平和・友好に向けた社会の醸成に努めていきます。

す。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。

- (1) 創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。
- (2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。
- (3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます

第6章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。

そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。

- 1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。
- 2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。
- 3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、市民と市が、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

第5章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、市民と行政がまちづくりの役割を分担し合えるような協働関係を構築していくとともに、事業者や近隣市町村・都・国などと連携して、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、その限らない英知と努力を結集して幾多の困難を克服し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現をめざしていきます。

- 地方分権の進展にあわせ、市民サービスの向上を前提とした簡素で効率的な行財政運営を確立していきます。また、全体の奉仕者として、市民や地域社会の期待に的確に応えることができる人材の育成に努めていきます。
- 市民が主体的に地域社会の活動などにかかわり、行政の計画や実施過程に意見や要望を反映させていけるような市民参加の機会を拡充していきます。そのため、行政手続の明瞭化や情報公開など、行政の透明化を高めるとともに、広報・広聴活動などの一層の充実を図っていきます。
- 市民生活圏の地域を越えた拡大が進む中、自治体相互の自主性や自立性を尊重しつつ、近隣市町村との連携を深め、一層の広域的な地域資源の有効活用を推進していきます。